旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から一時避難をしたが平成23年4月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害(4級)を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については平成23年3月から平成24年8月まで、東京電力が認める月額1万5000円が賠償されると共に、申立人妻については一時金として25万円が賠償された事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1及びX2(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲及び金額

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 申立人X1

損害項目 避難生活等による精神的損害 金 27 万円 期 間 平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 8 月 31 日まで

(2) 申立人X2

損害項目 避難生活等による精神的損害

金 25 万円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金52万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(あるいは記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

## 平成28年12月1日

(仲介委員 鈴木由美)